

(株)日本廃棄物管理機構は毎月15日に廃棄物処理に関わる情報をJAAO会員の皆様
にメールでお届けします。

今回は、JAAOが年度末に向けて公刊を企画している「行政処分録書(仮)」の予
告編として、最近3ヶ月の行政処分動向を紹介します(西本周平)。次に、数日前飛
び込んできた許可取消情報の周辺を探った結果をお伝えします(木川仁)。最後に、
愛知県の経理的基礎に係る許可審査基準の運用について2号にわたって担当課にヒ
アリングした内容を紹介していきます(小西道子)。



シリーズ 行政処分の動向 その1

最近3ヶ月の許可取消し処分の傾向

JAAOでは、廃棄物処理業者に対する自治体の行政
処分情報を収集している。最近3ヶ月分(平成19年7
月末から10月末まで)の行政処分情報のうち、処分事
由の傾向を分析してみた。なお、今回の分析は、Web
上で公開された情報のみを対象としている。実際の処
分件数は、非公開自治体分も含め、さらにこれより多
い可能性があることに注意が必要である。

■ 許可取消し処分の傾向

同期間に公表された許可取消し処分の件数は73件。
許可を取消し、その事実をWeb公開した自治体数は
37であった。地域別の傾向としては中部地方での取消
しが最も多く、全体の33%を占めた。以下、関東地方
23%、中国・四国地方12%、東北地方10%、九州・
沖縄地方10%、近畿地方7%、北海道5%の順だった。
中部地方が第1位だった原因には、愛知県の処分件数
の多さが挙げられる。3ヶ月間に許可取消し処分を出
した自治体の平均処分件数がおおよそ2件であったのに
対し、愛知県は最多で、7件もの許可取消しを出した。

許可取消し事由の傾向を図1に示す。他自治体での
許可取消しが42件と最も多かったが、元の取消しを出
した自治体まで遡って調べると、欠格事由該当、再委
託の禁止、事業範囲の無許可変更等が事由として多か
った。また、他自治体での許可取消しを除けば、欠格
事由該当が17件で最も多かった。その内訳は、役員が
罰金刑等を受けたことによるものが6件で最も多く、
次いで詳細を明らかにしていないものが5件、廃業・
破産によるものが3件と続いた。欠格事由以外の事由
としては、投棄禁止違反、焼却禁止違反、無許可営業、
改善命令違反、再委託禁止違反の順で多かった。い
ずれも環境省通知の「行政処分の指針」が厳格に運用さ

れ、事業停止等の段階的処分を経ることなく取消しに
至ったケースが多いものと思われる。

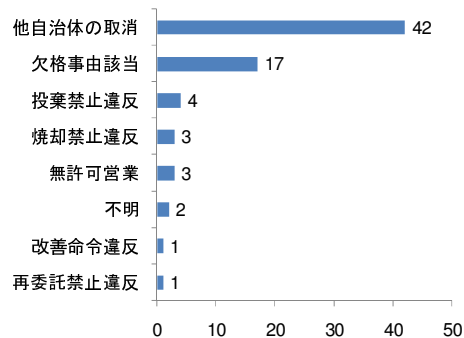


図1 最近3ヶ月の許可取消し事由とその件数

■ おわりに

許可取消し処分件数の全体的な傾向は、平成16年か
ら17年頃にピークを迎えた後、最近はやや緩やかな減
少に転じている。しかしながら、重要なのは、今回
の分析で明らかになったように、処分事由の大半は
悪質な不法投棄ではなく、組織の管理体制の甘さや
気のゆるみ等、日常的に起こりうることを出発点と
して行政処分に至っているという事実である。

これを機に、今一度日常業務が内包するリスクの把
握を試み、管理体制の再確認・再点検を考えるき
っかけとなれば幸いである。<次号は「事業停止」を分析>

速報行政処分

ある収集運搬業許可取消しについて考えること

去る11月〇日、ある収集運搬業者(C社)が業許可
の取消処分を受けた。同社は、地方にある一般的な収
集運搬業者であり、動脈物流を営みながら産業廃棄物
の収集運搬業務を兼務する事業者である。

同社が、今回受けた処分内容は次の通りである(管
轄行政の公表資料から抜粋)。

地方自治体の規制動向

**愛知県 産廃処理業者許可/更新における
経理的基礎に係る審査の行方(上)**

愛知県及び県下政令市(名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市)では、産業廃棄物処理業者の業許可更新の際、経理的基礎について独自に設けた具体的審査基準による審査を行っている。

産業廃棄物処理業や同施設許可の基準に「経理的基礎を有すること」が追加されたのは、2000年の廃棄物処理法改正時であった。その後、各自治体は、環境省課長通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可事務取扱要領について」に基づき、許可審査に当たって経理的基礎の判断を含めた運用を行っている。具体的かつ客観的な審査基準がないなか、2002年に始まった愛知県の審査基準の具体化、手続の明確化の取組みは全国的に見ても先駆的な例であった。

愛知県の経理的基礎審査が5年間の運用を経て、どのようなものになっているか、まずは下記表1で示す。

表1 経理的基礎に関する審査の考え方(営業実績が3年間以上ある法人の場合)

直前期の自己資本比率	直前3年間の経常利益の平均値	直前期の経常利益	処分業	許可の内容 収集運搬業	
				積保あり	積保なし
10%以上	プラス	黒字	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
10%以上	プラス	赤字	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
10%以上	マイナス	黒字	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
10%以上	マイナス	赤字	①必要時診断書	①必要時診断書	①必要時診断書
0~10%	プラス	黒字	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
0~10%	プラス	赤字	診断書	診断書	原則基礎認定
0~10%	マイナス	黒字	診断書	診断書	原則基礎認定
0~10%	マイナス	赤字	診断書	診断書	診断書
マイナス	プラス	黒字	診断書	診断書	②必要時診断書
マイナス	プラス	赤字	診断書	診断書	③必要時診断書
マイナス	マイナス	黒字	診断書	診断書	診断書
マイナス	マイナス	赤字	不許可	不許可	不許可

注1 原則基礎認定とは、経理的基礎があると判断されることを表す。「診断書」では今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書の提出を要する。但し、診断書の内容だけで経理的基礎の有無を判断するものではない。

注2 「必要時診断書」とは、別紙のとおりとされるが、例えば①では、次の何れかに該当する場合、診断書の提出を要する。(1)経営損益において直前2期の黒字から直前期に赤字に転落している場合で、経営損益の伸び率がマイナス200%を下回る。(2)経営損益において直前2期、直前期ともに赤字の場合で、経営損益の伸び率がマイナス100%を下回る。

(愛知県HP「法律・条例に基づく届出等ダウンロードサイト」より。一部修正。)

<次号(下)で運用の考え方や課題を分析>

◆編集担当からのお断り◆ 第二の記事は管轄自治体担当者へのヒアリングに基づくものとして関係者の名称を伏せることとしました。ご了承ください。

(株)日本廃棄物管理機構
〒231-0015 横浜市中区尾上町1-4 関内STビル8階
Tel:050-5526-1728 Fax:045-663-4586
発行: 佐野 敦彦
編集: 七田 佳代子 E-mail: shichida@o3c.jp

C社は、本年8月28日午後3時頃から午後4時05分頃までの間、X市YY番地に所在する同社事業場内において、運送事業で使用中の同社所有の大型車両から出た産業廃棄物である金属くず等【鉄くず(エンジンオイルエレメン)】約800gをドラム缶を用いて焼却した。この行為は、廃棄物の焼却禁止を定めた法第16条の2に違反する。

また、平成18年7月27日、事業場内に、廃棄物である廃プラスチック類【フレコンバッグ】(約98kg)、汚泥(約43.5kg)、木くず(約7kg)、金属くず(約24.5kg)の合計約173kgをみだりに投棄した。(上記焼却行為の調査中に判明した。)この行為は、廃棄物の投棄禁止を定めた法第16条に違反する。

本件は、廃棄物処理法を厳格に運用した事例と捉えることができるのだが、自社の大型車両から発生したオイルエレメントを(表現が悪いが、「たった800gだけ」)焼却したことが焼却禁止条項に抵触して許可取消まで至ったことは驚きである。ここまで厳格に対応する行政の考え方を質すべく、管轄行政に事情を聞いた。

「なぜ発覚したのか?」。最近の多くの処分事由と同様、「情報提供」や「別件の容疑」に起因するものかと推測し、担当者に質問したところ予想外の回答だった。

当日、自治体担当者が巡回車で移動中だったが、同社の位置する国道沿いから黒煙が立ち上っていたため、立ち寄ったところ、オイルエレメントをドラム缶で焼却しているのを発見した。そこで初めて同社が産業廃棄物の収集運搬会社であることを知り、過去のマニフェスト伝票を見たところ、収集運搬処理を行わず事業所内に投棄していた事実が発覚した。これら事実を基に「行政処分の指針」通りの処分を実行したとの回答であった。また、数量についての斟酌は、全く行わない方針であることも付け加えられた。

当該自治体は、人口に比較して不利処分件数が多いようだ。また、その内容も概して厳格であるように見受けられる。一方、別の自治体では他自治体の許可取消相当の事案に対して事業停止の処分に留める例も散見される。管轄行政による「行政処分の指針」の捉え方や運用に大きな相違が見られる。広範な地域で業を営む事業者は、いずれの管轄下でも油断無く遵法を以って行動し、日々自らを律して行く姿勢が問われていることを肝に命じておかねばならない。